令和8年度
報酬改定のポイント
（令和8年6月算定分から適用）

令和8年度上田市介護保険事業所集団指導

介護職員処遇改善加算について

①適用範囲の拡大と新たな加算対象サービス

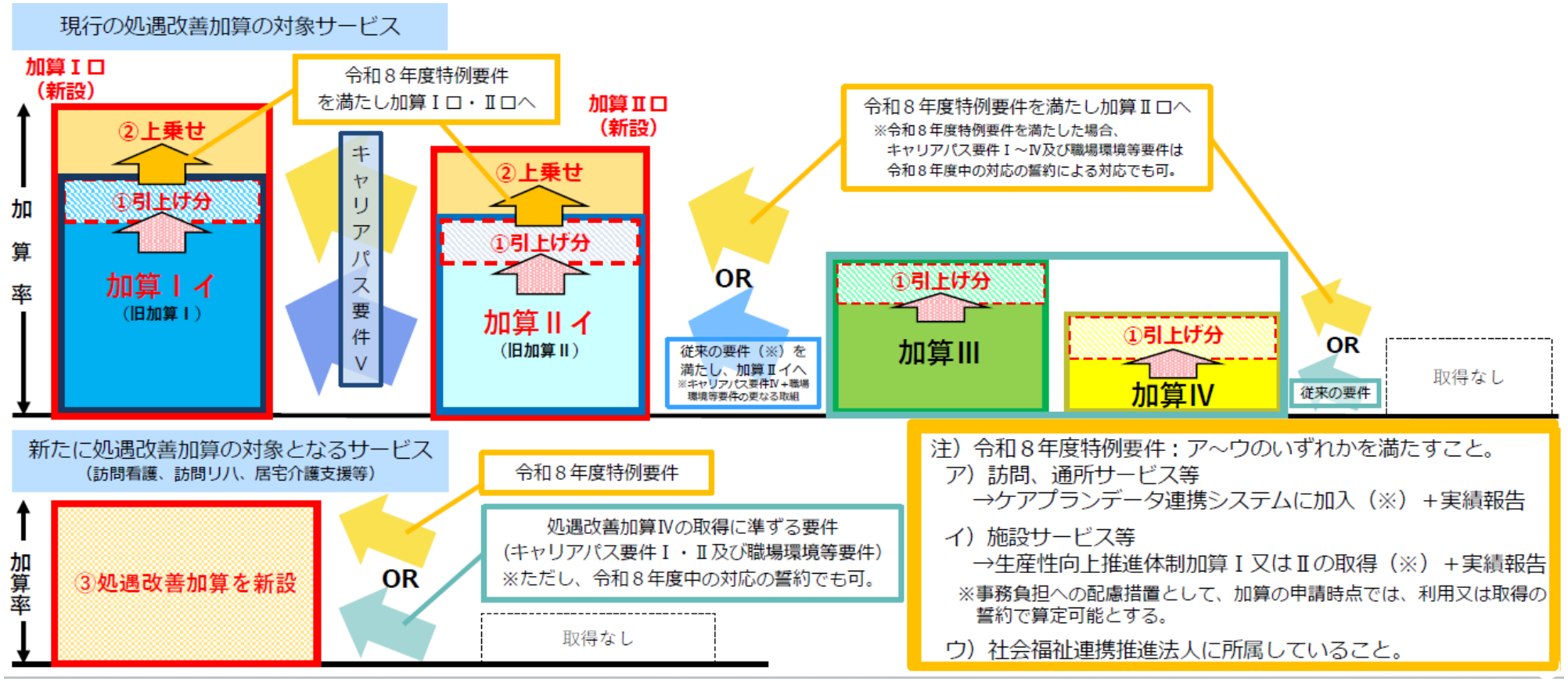
⇒　適用範囲が介護職員から介護従業者全体へと拡大し（加算率の引き上げ）、
　　居宅介護支援等が処遇改善加算の対象に新たに含まれました。

介護職員処遇改善加算について

②生産性向上（ICT活用の強化）

⇒　生産性向上や共同化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分が設けられました（加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ）。
ケアプランデータ連携システム加入が重要要件となり、業務効率化と情報共有が求められています。

介護職員処遇改善加算について



介護職員処遇改善加算について

	未取得	加算Ⅳ	加算Ⅲ	加算Ⅱ	加算Ⅰ
		・賃金体系等の整備及び研修の実施等（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ）			
		・加算Ⅳ相当額の2分の1以上を月額賃金で配分			
職場環境の改善（職場環境等要件）		○	○	◎	◎
昇給の仕組み（キャリアパス要件Ⅲ）			○	○	○
改善後賃金年額440万円（キャリアパス要件Ⅳ）				○	○
経験・技能のある介護職員（キャリアパス要件Ⅴ）					○

令和８年度特例要件：生産性向上や協働化の取組

キャリアパス要件Ⅰ～Ⅳ及び職場環境等要件は令和８年度中の対応の誓約で可。

加算Ⅰ・Ⅱを取得した事業者の介護職員分の**加算率を上乗せ**

注１）新たに対象となる訪問看護、訪問リハ、居宅介護支援等は、加算Ⅳに準ずる要件（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件）又は令和８年度特例要件により算定可能。
※ただし、加算Ⅳに準ずる要件は、加算の申請時点では、令和８年度中の対応の誓約で算定可能とする。

注２）令和８年度特例要件：以下のア～ウのいずれかを満たすこと。
ア）訪問、通所サービス等：ケアプランデータ連携システムに加入（※）し、実績の報告を行う。
イ）施設サービス等：生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを取得（※）し、実績の報告を行う。
※事務負担への配慮措置として、加算の申請時点では、加入又は取得の誓約で算定可能とする。
ウ）社会福祉連携推進法人に所属していること。

留意事項の一部改正について

（R8.5.8介護保険最新情報Vol.1502）

①やむを得ない事情による人員欠如時の減算猶予の特例新設

⇒　突発的・想定困難な事象により人員基準から1割以内の減少が生じた場合、
1年に1回に限り、欠如月の翌々月まで減算が猶予されます。
ただし、適用には、期限内に保険者へ届出等を提出する必要があります。

留意事項の一部改正について

（R8.5.8介護保険最新情報Vol.1502）

②協力医療機関連携加算の会議開催要件の緩和

⇒　協力医療機関との定期会議の開催頻度が概ね月に1回から年3回以上に変更されました。
電子的システムによる情報共有体制がある場合や、入退院・往診の実績が年2件以上
ある場合は、年1回以上の開催で差し支えないこととなります。